

(1)陸上競技

1 競技規則

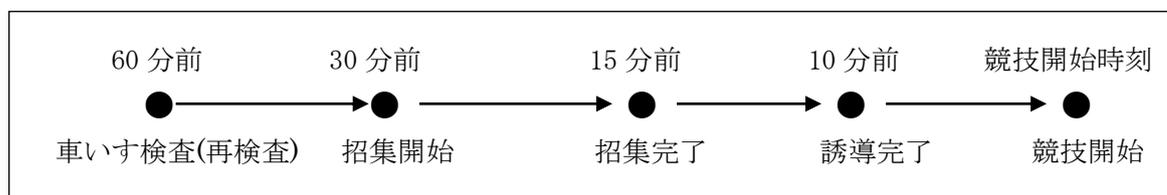
平成 29 年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、補助陸上競技場を使用して行うものとする。練習を行うにあたっては、競技役員の手指示に従い、安全に留意して行う。特に、トラックの横断は決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する。

3 招集

- (1) 招集は、陸上競技場入場ゲート外の選手招集場所において行う。
- (2) 招集時間は、その競技種目の開始時刻を基準として、原則次のとおりとする。



(3) 招集の方法

- ① 競技者は、プログラム記載の競技開始予定時刻の 30 分前から招集所に集合し、15 分前までに点呼を受ける。代理は認めない。ただし、2 種目重複して出場する競技者については、申し出により対応する。
- ② 点呼を受けた競技者は、競技役員の手指示に従い、服装、ゼッケン、スパイク等の確認を受け、整列して誘導を待つ。
- ③ 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、競技に出場することができない。
- ④ リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の 60 分前までに、オーダー用紙（様式 1）に記入し、招集所に提出する。（オーダー用紙は事前に配布する。）

4 車いすの検査

- (1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場するたびに車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。
- (2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻 60 分前から開始する。
- (3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる。（時間内に検査に合格しなければ、競技に出場することができない。）

5 競技者の服装

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。

- (2) ナンバーカード（ゼッケン）は、主催者から配布されたものを、競技中身につけること。また、車いす使用の競技者は、競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。
- (3) ナンバーカード（ゼッケン）は、障がい別に以下のとおりに色分けすること。
肢体障がいー白 視覚障がいー緑 聴覚障がいー黄 知的障がいー桃
内部障がいー水色 精神障がいー薄茶
- (4) 腰ナンバー標識は、原則、右腰（車いす競技者はヘルメットの右側、車椅子 50m 競走に出場の競技者は右腕）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。
- (5) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟規則（競技用スパイクのピンの長さは 9 mm 以下、走高跳、ソフトボール投およびジャベリックスローは 12 mm 以下とする等。）の定めるところによる。ただし、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 介助者、伴走者として入場する者は、参加申込時に申請（介助者は様式 2、伴走者は個人競技参加申込書 別紙 1－1 内）し、ゼッケンの交付を受けた者に限る。（介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則に定める障害区分に拠る。）
なお、大会当日の申請については、急遽、介助者を要する事情が発生した場合のみ、介助者の入場を申請できる。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、助力行為とみなされる場合の申請は認めない。
- (2) 介助者の服装は、運動靴、運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 介助者および伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。競技役員から注意・警告を受け、改善されない場合は、該当競技者を失格とする。
- (4) 介助者が介助できる範囲は、競技の開始まで（トラック競技の場合はスタートまで）と、競技の終了まで（トラック競技の場合は、フィニッシュの後）に限る。また、いかなる場合においても、競技上有利となるような応援や助言などの助力行為は認められない。助力と見なされた競技者は失格とする。
- (5) 競走競技において、伴走者が認められるのは、視覚障がいで区分 24・25 に該当する場合のみである。（ただし、50m は音響を使用するため、伴走は認められない。）他の障がい区分では伴走は認められない。
- (6) 視覚障がいで区分 24・25 に属する者の競走競技では、50m を除き、次の範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。
 - ① 伴走者は 1 人とする。ただし、フィニッシュラインの 50m 手前までならば 1 回に限り交代してもよい。
 - ② 伴走者は競技者の前方に出ない。フィニッシュライン上で伴走者が競技者の前方に位置した場合には、反則として競技者が失格となる。
 - ③ 伴走者は手をつなぐか、50 cm 以内の紐等を持つなどによって競技者に走路の指示をすることができる。
 - ④ 伴走者は、声をかけて競技者に走路の指示をすることができる。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所まで誘導された後、競技者解散所まで誘導され解散する。ただし、1位の入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで誘導され表彰を受け、競技者解散所に誘導されて解散する。

8 競技方法

(1) 競技種目

競技は、トラック競技は競走競技、フィールド競技は跳躍競技および投てき競技とし、種目は別表1のとおりとする。トラック競技の走路順または競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。

(2) 競走競技

- ① 50m・100m・200m・400m・800m競走は、セパレートレーンで行う。なお、800m競走は、第一曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。
- ② 50mについては、スタンディングスタートのみとし、スターティングブロックは使用しない。(腰をかがめた状態でも、手が地面につかなければ、スタンディングスタートとする。)
- ③ スターターは400mまでの競走において指示は「On your marks : オン・ユア・マークス」(意味:位置について)、「Set : セット」(意味:用意)の言葉を用いる。400mを超える競走においては「On your marks : オン・ユア・マークス」(意味:位置について)の言葉を用いる。
- ④ 聴覚障がい者のスタートは、「On your marks : オン・ユア・マークス」でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。「Set : セット」でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。この姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。スターターの位置は競技者の見えやすい位置とする。
- ⑤ トラック競技での競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとする。
- ⑥ セパレートレーンで行う視覚障がい者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者には、1競技者に2レーンを割り当てる。
- ⑦ 視覚障がい者部門の障がい区分(障がい区分24・25)に属する者の50m走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響(電子音)を用いる。
- ⑧ 4×100mリレーはセパレートレーンで行う。
 - ア 身体障がい者の部は、男女別で行い、1チーム6名以内の競技者をエントリーし、障がいの種別は問わない。競技は1チーム4名で行う。
 - イ 知的障がい者・精神障がい者の部は、男女別で行い、1チーム6名以内の競技者をエントリーする。競技は1チーム4名で行う。

(3) 跳躍競技

- ① 走高跳を除き、各競技者は、2回までの試技が許される。

- ② 視覚障がい者（障がい区分 24・25）の走幅跳については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。
- (4) 投てき競技
- ① 連続2回試技し、その最長距離を記録とする。同記録の者が複数いた場合は、2回目の記録で順位を決定する。
 - ② 視覚障がい者（障がい区分 24・25）の投てきについては、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。
 - ア 砲丸投
 - ・投てきはサークル内で行い、砲丸をあごまたは首につけるかまさに触れようとする状態に保持し、片手で投げなければならない。
 - イ ソフトボール投
 - ・やり投げの規則に準じて行うが投げ方は自由とする。
 - ウ ジャベリックスロー
 - ・やり投げの規則に準じ、握りの部分を握り、肩または投げる方の腕の上で投げ、振り回したりしてはならない。
 - エ ビーンバッグ投
 - ・円盤投のサークルを使用し、ビーンバッグを足にのせてけり出すことなども含めて自由とする。

9 表彰

- (1) 各組単位で、男女・障がい区分・年齢区分毎に1位の競技者にメダルを授与する。
- (2) 表彰は、各競技終了後直ちに行う。
- (3) 2種目目の競技時間の重複により表彰に参加できない場合は、2種目目終了後、入賞者待機所でメダルを受け取る。

10 その他

- (1) 競技時間、競技順はすべてプログラム記載のとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は変更することがある。
- (2) 競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、実施本部員、情報支援ボランティアおよびあらかじめ許可された介助者・伴走者、撮影者、報道関係者、視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (3) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶ。
- (4) 競技の結果または競技実施に関する抗議は、記録発表（陸上競技場内に設置した記録速報版への掲示をもって発表とする。）後、30分以内に競技本部（総務担当総務員）まで申し出ること。その後の抗議は一切受け付けない。
- (5) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。